

(一財)石川県職員互助会県庁売店事業委託業務
公募型プロポーザル募集要項

1 公募の目的

(一財)石川県職員互助会(以下「互助会」という。)では、職員の福利厚生等を主な目的として運営する県庁売店について、多様化する職員のニーズに的確に対応し、職員の更なる利便性の向上を目指して、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な委託事業者を選定するため、プロポーザル方式により事業者を募集します。

2 売店の概要

- (1) 所在地 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎2階
- (2) 面積 売店157.65㎡
ほか倉庫16.00㎡利用可能
詳細は仕様書に記載
- (3) 職員数 行政庁舎、議会庁舎、警察庁舎合わせて約2,700人
- (4) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
- (5) R5利用者数等の状況
 - 1年間の延べ利用者数 約13万3千人
 - 1日平均客数 約550人
 - 平均客単価 約320円(※県証紙等除く)
 - 1年間の光熱水費等負担額 約140万円
- (6) その他 同一フロアに食堂、社会就労センター売店あり

3 募集の内容

- (1) 委託業務名
(一財)石川県職員互助会県庁売店事業委託業務
- (2) 委託業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間
令和6年10月1日から令和9年3月31日(予定)
ただし、契約期間満了の6カ月前までに双方協議し、合意した場合には、更に3年間契約を更新できるものとする。
※営業開始日は令和7年1月6日以降、遅くとも3月末までに営業開始するものとし、詳細は互助会と協議のうえ決定するものとします。
- (4) 経費負担等
 - ア 委託料：互助会からの支払いはありません。(独立採算制)
 - イ 施設使用料：委託業務に使用する場所と既存設備は原則として無料で使用できます。
 - ウ 光熱水費、通信料、清掃、廃棄物処理その他運営に要する経費：全額受託者負担です。
 - エ 管理手数料：受託事業者から管理手数料の提案がある場合は、毎月互助会へ納入していただきます。

4 プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次のすべての要件を満たしていることとします。これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

- (1) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストアを展開する企業（以下「チェーン本部」という。）であること（フランチャイズ加盟者（以下「FC加盟者」という。）の応募はできません）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で同法199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 事業者またはその従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (7) 公租公課の滞納がないこと。

5 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
①募集要項等の公表・配布	令和6年7月1日（月）～令和6年7月16日（火）
②プロポーザル参加申込受付	令和6年7月1日（月）～令和6年7月16日（火）
③現地説明会の申し込み	令和6年7月1日（月）～令和6年7月16日（火）
④現地説明会	令和6年7月25日（木）
⑤募集要項に関する質問受付	令和6年7月1日（月）～令和6年8月8日（木）

⑥企画提案書の受付	令和6年7月16日(火)～令和6年8月23日(金)
⑦プロポーザル評価会議	令和6年9月上旬
⑧評価結果の通知・公表	令和6年9月下旬

(2) 募集要項等の配布

配布場所 一般財団法人石川県職員互助会
(〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎2階)
※募集要項は、石川県のホームページ(人事課)からも入手できます。
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/jinjika/index.html>)
※郵送での配布は行いません。
※配布時間は8時30分から17時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出方法

質問書(別紙1)を互助会あてにFAX、電子メール又は郵送にて提出してください。
※提出後、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。

イ 回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

(4) 現地説明会

次のとおり現地説明会を開催しますので、応募する事業者は、「様式4 現地説明会参加申込書」を互助会あてにFAX、電子メール又は郵送にて提出してください。

※提出後、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。

※なお、開庁時間内は、一般の利用者と同様に、店舗内には自由に入出りできます。

ア 開催日時

令和6年7月25日(木) 15時00分から16時00分まで(予定)

イ 開催場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎3階 記者会見室(予定)

ウ その他

- ①参加者は、1社あたり2名以内でお願いします。
- ②説明会には、本プロポーザルの募集要項及び仕様書を持参してください。

(5) 応募に係る書類について

ア 提出書類

書類	部数	提出期限
① プロポーザル参加申込書(様式1)	1部	令和6年7月16日(火)
② 事業者の概要(様式2)	1部	〃
③ プロポーザル参加に係る誓約書(様式3)	1部	〃
④ 現地説明会参加申込書(様式4)	1部	〃
⑤ 管理手数料率提案書(様式5)	1部	〃

⑥ 直近1年の納税証明書(原本) ※該当する全ての税目に未納がないことの証明	1部	令和6年7月31日(水)
⑦ 商業登記簿謄本(申請日前3カ月以内のもの)	1部	〃
⑧ 決算書(直近2年分の貸借対照表、損益計算書、 法人事業概況説明書)	1部	〃
⑨ 企画提案書(様式6)	12部	令和6年8月23日(金)

イ 提出方法

- ① プロポーザル参加希望者は、直接持参又は郵送にて互助会まで提出してください。
- ② 郵送の場合は、上記期限日必着。必ず、簡易書留等記録が残る方法で送付してください。
届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。
封筒の表に「売店事業応募書類」と記入してください。
※電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

5 評価に係る事項

(1) 評価方法

提案の評価は、互助会が別に定める構成員により組織された「(一財)石川県職員互助会県庁売店事業委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が行います。

(2) 選定委員会

- ア 開催日 令和6年9月上旬
- イ 開催場所 石川県庁内(予定)
- ウ 企画提案の所要時間

- ① プレゼンテーション 20分程度
- ② その後質疑応答 10分程度

エ 注意事項

- ① 選定委員会の開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーションは提出された企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ③ 提案者は、他の提案者の企画提案説明を傍聴することはできません。
- ④ 指定の時間に遅れた場合、評価対象とはしません。

(3) 評価項目及び評価内容

別表のとおり

(4) 最優秀提案者の選定

- ア 評価結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。
- イ 複数の最高得点者が生じた場合には、それらの者のみを対象として、選定委員会の出席構成員で協議し、最優秀提案者を決定します。
- ウ 最優秀提案者の決定にあたっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(5) 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において上記の最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、最低基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

(6) 評価結果の通知及び公表

評価結果は、提案者に文書にて通知するとともに、石川県のホームページ（人事課）上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

ア 最優秀提案者の名称

イ 全提案者の名称（申込順）

ウ 全提案者の評価点※（得点順。提案者の名前は秘匿）

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、公表しないこととします。

エ 最優秀提案者の選定理由

6 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 選定委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間にほかの提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている全ての事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザルに参加した者（以下、「応募者」という。）が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書の提出はできません。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません（ただし、明らかな誤字・脱字の訂正等軽微なものを除く）。

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

(7) その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ 応募者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（前日が土日休日の場合はその前日）の正午までに、辞退届（様式自由）を互助会に持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、必ず、簡易書留等記録が残る方法で送付してください。

※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。

7 契約に関する留意事項

(1) 最優秀提案者と互助会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容が基本となりますが、必要に応じて協議により内容を変更する場合があります。

なお、最優秀提案者と互助会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たす者に限る）と協議を行うこととします。

(2) 受託事業者は、互助会との契約により生じた権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、転貸に供し、または営業を委託しもしくは名義貸し等を行うことはできません。

ただし、受託事業者がチェーン本部である場合、その責任のもとにフランチャイズ契約に基づき、F C加盟者に運営を任せることが出来るものとしますが、この場合の運営の最終責任は、チェーン本部にあるものとします。

例えば、やむを得ずF C加盟者が運営を継続できなくなった場合、または提供するサービスが互助会とチェーン本部との間で取り交わす契約に著しく相違すると認められる場合等は、チェーン本部の責任において、新たなF C加盟者を募るなど、直ちに対策を講じるものとします。

また、この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

8 その他

(1) 受託事業者は、建築物および電気、機械ならびに防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。

(2) 売店の営業にあたっては、この募集要項に定めるもののほか、関係法令および県の関係諸規定を遵守しなければなりません。

(3) 管理運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て受託事業者の責任と負担において行ってください。

(4) 従業員については、営業が円滑かつ安全に遂行されるよう適正に配置するものとし、

従業員の名簿を互助会に提出してください。

(5) 従業員用の駐車場の用意はないので、その点に留意してください。

9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

(一財) 石川県職員互助会

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 (石川県庁行政庁舎 2 階)

電 話 076-225-1250

F A X 076-225-1252

E-mail gozyokai@pref.ishikawa.lg.jp

(一財) 石川県職員互助会 県庁売店事業委託業務プロポーザル
評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容			配点
1 事業主体に関する事項			
(1)	規模・実績等	営業が継続できる経営基盤・規模・実績はあるか。	10
2 受託計画の基本方針等			
(1)	受託意欲・理由	応募理由が明確で、意欲が認められるか。	5
(2)	運営方針	福利厚生施設として適した運営方針であり、会員の高い満足が見込める内容か。	10
(3)	衛生管理	衛生管理体制は整っているか。	5
(4)	環境配慮	環境に配慮した取り組みを行っているか。	5
(5)	緊急時の対応等	災害発生時など、緊急時に対応するための体制は整っているか。	5
(6)	要望対応	利用者の要望を取り入れることに対し積極的か。	5
(7)	互助会への管理手数料	毎月の売上金額に乗じた管理手数料率は適当かつ実現可能なものであるか。	10
3 商品構成、サービス等に関する業務計画			
(1)	商品構成	売店で取り扱う商品の品目数は充実しているか。特に、飲料類、菓子類、食料品は充実しているか。	20
(2)	収入印紙等	収入印紙、県証紙、切手、はがきの取り扱いは適当か。	5
(3)	県産品等	県産品や県関係の委託販売品等への対応は積極的であるか。	15
(4)	サービス等	マルチメディア端末等は充実しているか。	5
(5)	決済方法	多様な決済方法の企画提案があるか	5
4 運営体制に関する業務計画			
(1)	店内レイアウト	店内レイアウトは動線に配慮した利用しやすいものになっているか。	5
(2)	営業時間	必須時間帯以外の企画提案があるか	5
(3)	内装等改修	内装改修等を伴う場合の内容・スケジュールや、改修期間中の簡易店舗等の対応は適当か。	20
(4)	人員体制	現売店職員の継続雇用とその待遇はどのようなものか。	20
		営業に支障のない人員体制になっているか。混雑時に対応しているか。	5
		従業員の接客教育体制は充実しているか。研修制度はあるか。	5
5 独自提案、特色及び優位性、地域への貢献			
(1)	優位性	独自の企画提案、優位性があるか、提案は具体的であり、実行できる案か。	5
(2)	地域への貢献	地産地消の取組みはあるか。県内企業の受注機会の確保への取組みは具体的であり、実行できる案か。	10
		大規模災害が発生した場合の県に対する協力・支援策を検討・準備しているか。	10
		能登半島地震に関連した県に対する協力・支援の実績や、今後の取り組み予定はあるか。	10

合計

200